

産業と若者が息づく拠点施設利用料金等の減免に関する基準

○産業と若者が息づく拠点施設利用料金等の減免に関する基準

令和2年4月1日

(趣旨)

第1条 この基準は、産業と若者が息づく拠点施設条例（令和2年伊那市条例第8号）第12条の規定による利用料金の減額又は免除又は同条例第23条の規定による使用料の減額又は免除（以下これらを「減免」という。）に関し、その減免の基準を定めるものとする。

(減免の基準)

第2条 利用料金又は使用料（以下「利用料金等」という。）の減免に係る対象事由及び減免額は、別表1、別表2に定めるところによる。

(補則)

第3条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）共用施設（多目的室、会議室及びシェアデスク）

対象事由	減免額
1 伊那市又は伊那市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が主催するもの	全額
2 伊那市又は伊那市教育委員会が共催するもの	全額
3 伊那市内の保育園、小学校、中学校又は養護学校がその管理下で行うもの	全額
4 伊那市内の小学校又は中学校がその管理下で行う市内校のみで行う部活動	全額
5 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者並びに必要と認められる引率者及び介護人の団体による催事	全額
6 療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第192号）の規定に基づき療育手帳の交付を受けている者並びに必要と認められる引率者及び介護人による催事	全額

産業と若者が息づく拠点施設利用料金等の減免に関する基準

7 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者並びに引率者及び介護人による催事	全額
8 児童福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設の子供及び入所者並びに必要と認められる引率者及び介護人の団体による催事	全額
9 県内の高等学校がその管理下で行うもの	利用料金等の2分の1の額
10 その他市長が特に必要と認める場合	その都度市長が必要と認める額

別表2（第2条関係）オフィス専用施設（貸しオフィス及び産業支援ルーム）

1 市長が特に必要と認める場合	2分の1の額を限度に、その都度市長が必要と認める額
-----------------	---------------------------